

副本



平成 22 年 (行ウ) 第 11 号公文書部分公開処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

被 告 滋 賀 県

平成 22 年 10 月 21 日

〒520-0044 滋賀県大津市京町三丁目 3 番 28 号

京町法律事務所 (送達場所)

電話 077-525-3333 • FAX077-525-3334

被告訴訟代理人

弁護士 告 田 和 宏

同 山 本 久 子

同 田 口 勝 之

同 中 原 淳 一

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県県民文化生活部人権施策推進課 (連  
絡先)

電話 077-528-3530 • FAX077-528-4852

被告指定代理人 大 谷 陽 彦

同 寺 倉 浩 一

同 古 川 慎 次

同 西 村 実

同 河 村 努

大津地方裁判所民事部合議 B 係 御中

答 弁 書

## 第1 本案前の答弁及び請求の趣旨に対する答弁

### 1 答弁

- (1) 原告の訴えのうち、請求の趣旨第2項の訴えを却下する。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

### 2 本案前答弁の理由

- (1) 原告の訴えのうち、請求の趣旨第2項の訴えは、本件情報公開請求の対象公文書の内、本件処分により非公開とされた部分の開示決定の義務付けを求める趣旨と思われ、とすればこれは行政事件訴訟法第3条第6項第2号に定めるいわゆる申請型義務付け訴訟であるところ、申請型義務付け訴訟は、申請に対する拒否処分があった場合において、当該拒否処分が取消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であるときに限って提起することができる（同法第37条の3第1項第2号）。
- (2) しかし、追って主張立証するように、本件処分は取消されるべきものではなく、又は無効若しくは不存在でないことは明らかである。
- (3) とすれば、請求の趣旨第2項の訴えは、行政事件訴訟法第37条の3第1項第2号の要件を欠くものとして、不適法として却下されるべきである。

### 第2 請求の原因に対する答弁

追って行う。

### 第3 被告の主張

- 1 本件情報公開請求の対象公文書の内、本件処分により非公開とされた部分は、滋賀県情報公開条例第6条第1号本文及び同条第6号に掲げる非公開情報が記録されている。
- 2 よって、本件処分は適法である。
- 3 追って詳細な主張を行う。

添付書類

1 指定書	1通	
2 委任状	1通	
以上		